

使われ活きる公園を目指して ～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～

国土交通省都市局公園緑地・景観課

公園利用推進官 石川啓貴

令和5年11月16日

都市における公園緑地の多様な機能・効果

- 都市の緑地は、美しい景観の形成、温室効果ガスの発生やヒートアイランド現象の緩和、災害時における避難路・避難場所等の形成、雨水の流出抑制機能の発揮、身近に親しめる多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場、野生生物の生息、生育環境の確保など多様な効果を有している。

都市緑地のグリーンインフラとしての23機能（効果）

ニーズ	グリーンインフラの機能(効果)
環境共生社会	1 ヒートアイランド現象緩和
	2 温室効果ガス吸収
	3 都市における生物多様性の確保
	4 大気浄化
	5 水質浄化
	6 地下水涵養
	7 環境教育、自然とのふれあいの場
	8 再生可能エネルギーの活用
安全・安心	9 都市水害の軽減
	10 津波被害の軽減
	11 大規模火災発生時の延焼防止
	12 避難地・復旧活動拠点・帰宅困難者支援
	13 災害伝承・防災教育の場
健康・福祉	14 緑の景観形成によるストレス軽減、森林セラピー
	15 子どもの遊び場・子育て支援
	16 散歩、健康運動の場、介護予防
地域コミュニティの醸成	17 コミュニティ(ソーシャルキャピタルの醸成)
	18 人の集う場、地域の活動の場
	19 地域の自然観・郷土愛の醸成
経済・活力維持	20 良好な環境・景観形成による不動産価値の向上
	21 良好な環境・景観形成による都市の魅力・競争力向上
	22 都市農業の振興
	23 観光振興

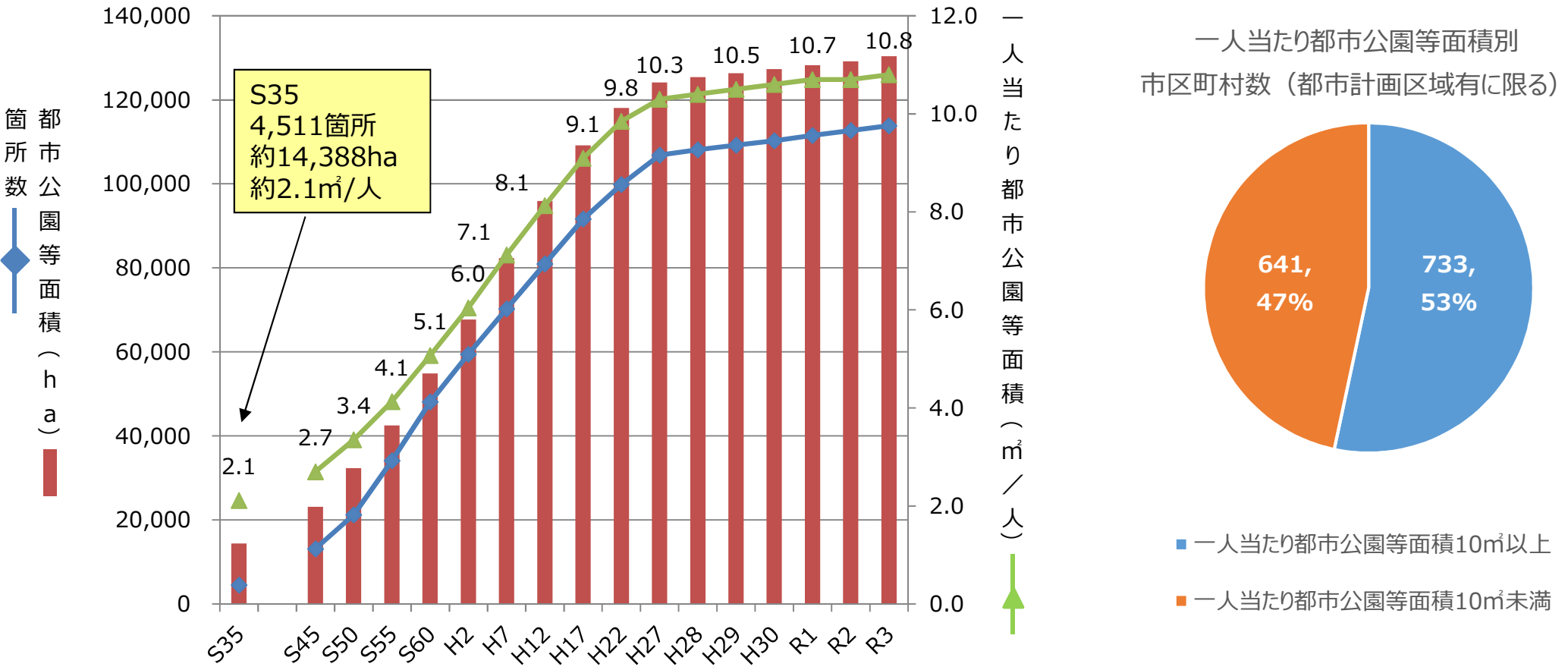
都市緑地の機能のイメージ



都市公園の整備現況

- 全国の都市公園等の整備は、約11万箇所、13.0万ha、一人当たり面積約10.8㎡まで進展。
- 都市公園法施行令では、市町村の全区域における住民一人当たりの都市公園面積の標準について、「10㎡以上※」を参酌すべき基準として定めているが、全国平均値としてはこれを上回っている状況。
- ただし、都市公園の整備状況は都市によってバラツキがある。

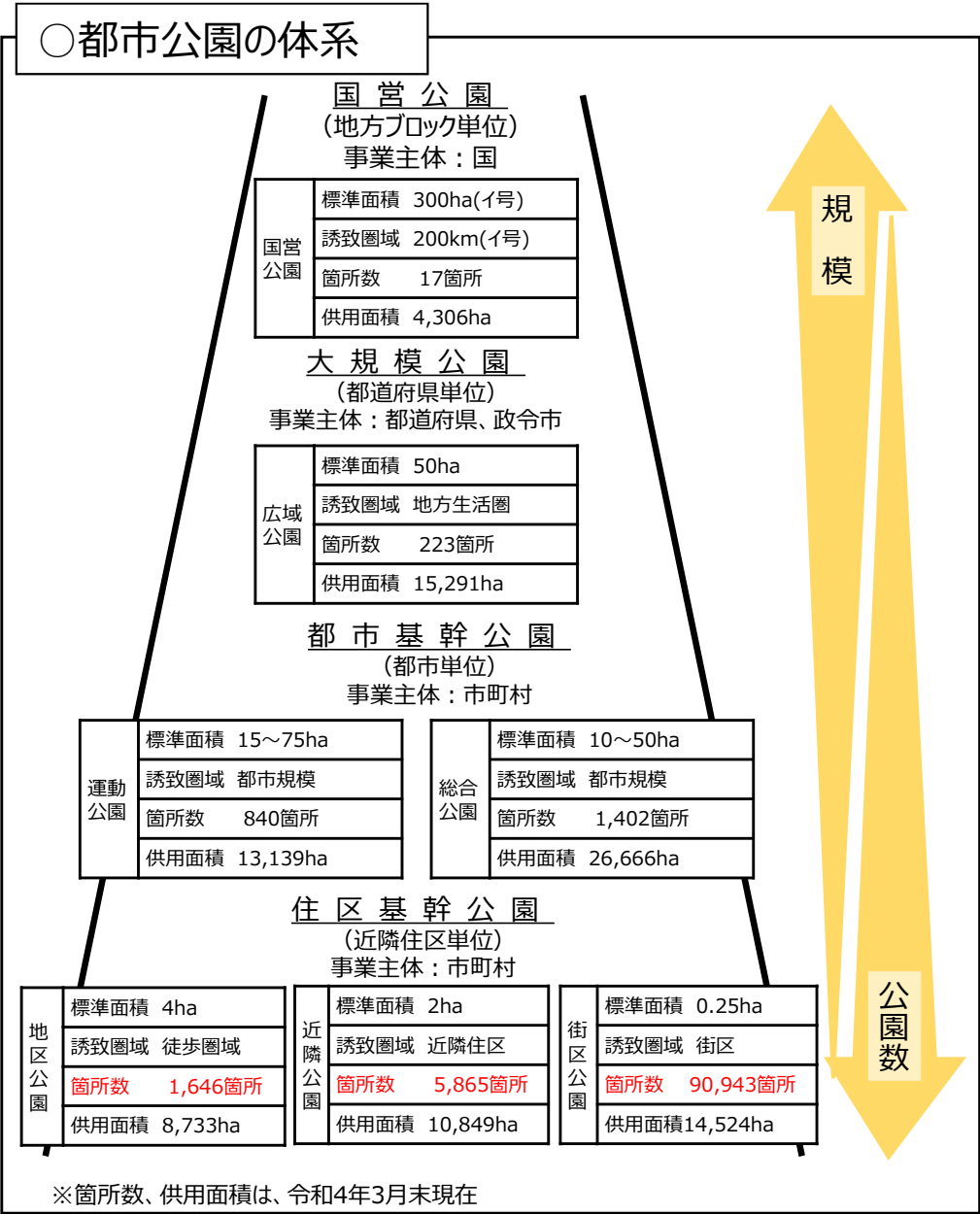
※住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準10㎡という値については、あくまで現実性を踏まえた途中段階の目標値としての性格を有している点に留意が必要。



出典：都市公園等整備現況調査（国土交通省）より作成

都市公園の種類

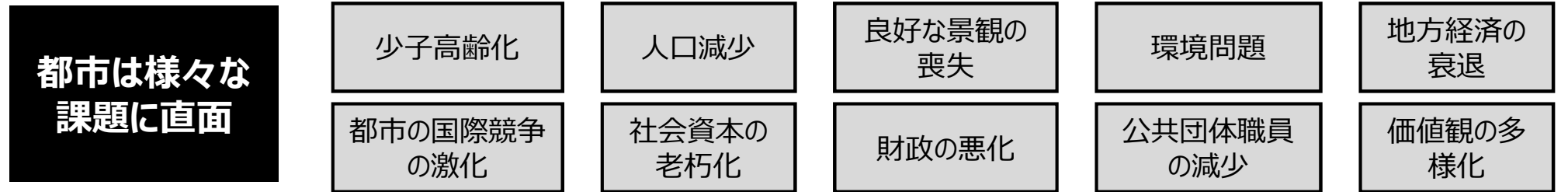
種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園。
国営公園		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上として配置。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置。
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置。
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地。
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置。
緑道		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地



合計：113,828箇所、130,352ha

新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方

(H28.5新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終報告書)



問題意識

我が国の都市が直面している課題の解決に
都市公園は如何に貢献すべきか

都市公園が都市の再構築にどう貢献すべきか？
都市公園が核となってまちを元気にするためには？

観点1：ストック効果をより高める

- 都市公園は全国的に見ると一定程度整備されてきた
- 今あるものをどう活かすか、という視点を重視すべき
- 都市公園を活性化する、また、必要に応じて再編するという考え方が重要

⇒公園管理者も資産運用を考える時代へ！

観点2：民間との連携を加速する

- 公共の視点だけでモノをつくらない、発想しない
- 民間のビジネスチャンスの拡大と都市公園の魅力向上を両立させる工夫を

⇒民がつくる、民に任せる公園があってもいい！

観点3：都市公園を一層柔軟に使いこなす

- 画一的な都市公園の整備は×（とりあえず三種の神器（砂場、滑り台、ブランコ）等）
- 画一的な都市公園の管理は×（一律でボール遊び禁止等）
- 公園の個性を引き出す工夫で、公園はもっと地域に必要とされる財産になる

⇒公園のポテンシャルを柔軟な発想で引き出す！

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年5月12日成立）

民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、
緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、都市緑地法等 6 つの法律を改正

都市公園の再生・活性化

【都市公園法等】

- 都市公園で**保育所等の設置を可能に**
（国家戦略特区特例の一般措置化）
 - 民間事業者による**公共還元型の収益施設の設置管理制度**の創設
 - －収益施設（カフェ、レストラン等）の設置管理者を民間事業者から**公募選定**
 - －設置管理許可期間の**延伸**（10年→20年）、**建蔽率の緩和等**
 - －民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを併せて実施

（予算）広場等の整備に対する資金貸付け
【都市開発資金の貸付けに関する法律】
 （予算）広場等の整備に対する補助
- 

▶ 芝生空間とカフェテラスが一体的に整備された公園（イメージ）
- 公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の**延伸**（10年→30年）
 - 公園の活性化に関する**協議会の設置**

緑地・広場の創出

【都市緑地法】

- 民間による**市民緑地の整備**を促す制度の創設
 - －市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定

（税）固定資産税等の軽減
 （予算）施設整備等に対する補助
- **緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充**
 - －緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加



▶ 市民緑地（イメージ）

都市農地の保全・活用

【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】

- 生産緑地地区の一律500㎡の**面積要件**を市区町村が**条例で引下げ可能に**
（300㎡を下限）

〔（税）現行の税制特例を適用〕
- 生産緑地地区内で**直売所、農家レストラン等の設置を可能に**



▶ 市街地に残る小規模な農地での収穫体験の様子

- **新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設**
（地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制）

地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実

- 市区町村が策定する「**緑の基本計画**」（**緑のマスタープラン**）の記載事項を拡充 **【都市緑地法】**
 - －都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み

設置管理許可制度(Park-PFI制度の前身)

- 都市公園における公園施設は、基本的に公園管理者が設置又は管理を行うものであるが、都市公園法制定当初より、公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるものは、公園管理者の許可を得ることにより、公園管理者以外の者が設置又は管理できることとされていた。
- 平成16年の法改正により、地域住民団体等の多様な主体が、より主体的に自らの判断に基づき都市公園の整備や管理を行えるようにするため、「当該公園の機能の増進に資すると認められるもの」が、設置管理許可の要件に追加された。

【民間事業者による公園施設の設置・管理事例】

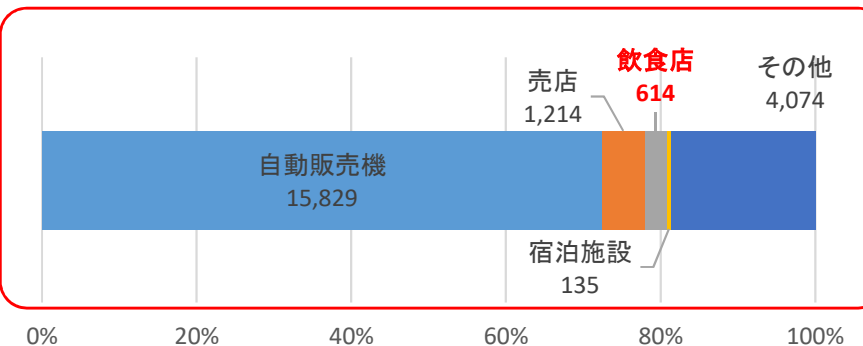
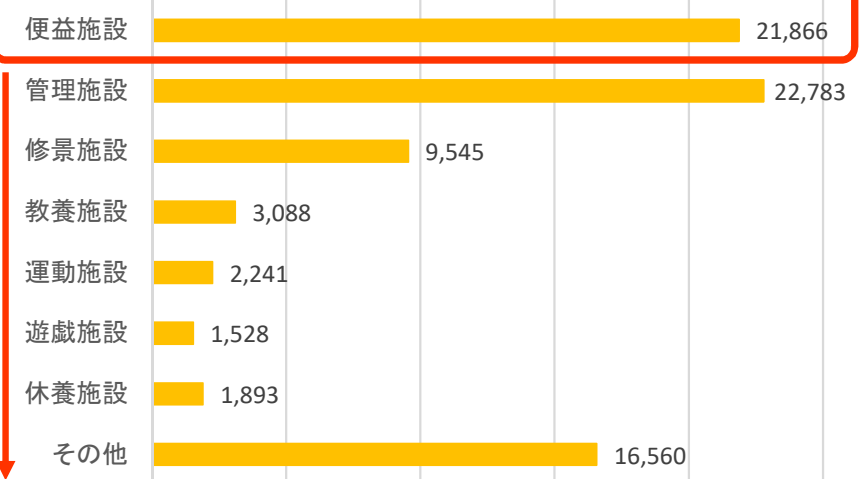


富山県が飲食店を設置・管理する民間事業者を公募し、スターバックスコーヒーが出店【富岩運河環水公園（富山県）】



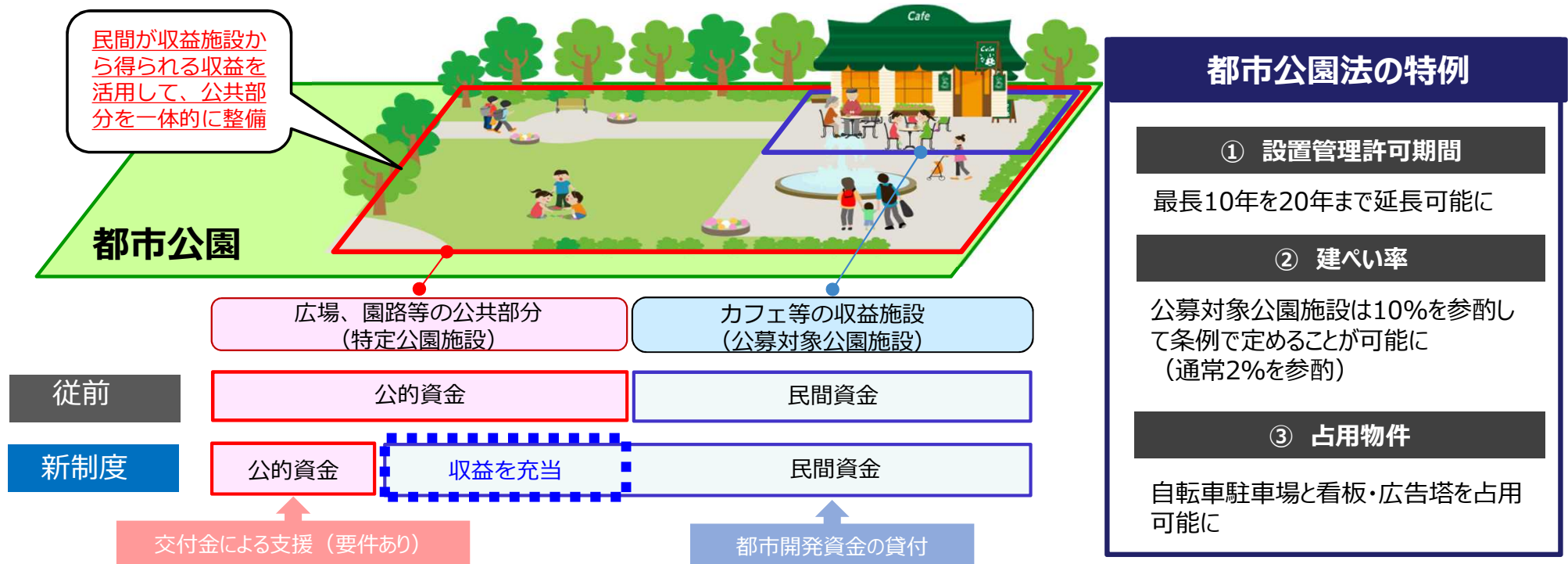
大阪市が再整備、管理運営を事業者の負担により行う者を公募し、近鉄不動産が、カフェ等を設置【天王寺公園（大阪市）】

全国の都市公園で614の飲食店が設置管理許可を活用（令和3年度末）



公募設置管理制度(Park-PFI)の概要

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される



Park-PFIの活用によって促される効果

公園管理者側

公共部分の整備に収益を充当させる仕組が法定化され、選定プロセスが明確化になったことで、民間が参入しやすくなり、効果的・効率的な公園の再整備が促進される

事業者側

法律に基づく各種特例措置によって、公園という立地環境を活かしつつ、長期的な戦略をもって安定的な施設運営を行うことが可能となる

公園利用者側

公園の利便性が向上するとともに、公園の周辺も含めたエリアの魅力向上につながる

公募設置管理制度(Park-PFI)の活用状況



● Park-PFIは131箇所では活用されており、そのほか132箇所において活用を検討中（令和4年度末時点）

公園所在 都道府県	公園管理者	公園名	公園所在 都道府県	公園管理者	公園名	公園所在 都道府県	公園管理者	公園名	公園所在 都道府県	公園管理者	公園名
平成29年度（4箇所）			令和元年度（22箇所）【続き】			令和3年度（33箇所）			令和4年度（29箇所）		
福岡県	北九州市	勝山公園	岐阜県	各務原市	学びの森	広島県	広島市	中央公園	石川県	加賀市	（仮称）萬松園公園
東京都	豊島区	としまどりの防災公園 （愛称：イケ・サンパーク）	群馬県	群馬県	観音山ファミリーパーク	奈良県	国土交通省	国営飛鳥歴史公園 （祝戸地区）	宮崎県	延岡市	城山公園
愛知県	名古屋市	久屋大通公園	山梨県	富士川町	大法師公園	愛知県	名古屋市	鶴舞公園	福島県	郡山市	開成山公園等
岐阜県	岐阜県	ぎふ清流里山公園	大阪府	東大阪市	花園中央公園	長野県	塩尻市	小坂田公園	茨城県	水戸市	千波公園
平成30年度（19箇所）			広島県	福山市	中央公園	茨城県	常総地方 広域市町村圏 事務組合	常総運動公園	千葉県	千葉県	柏の葉公園
福岡県	福岡県	天神中央公園	神奈川県	神奈川県	観音崎公園		岡山県		岡山市	北長瀬未来ふれあい 総合公園	
岩手県	盛岡市	木伏緑地	三重県	四日市市	中央緑地	神奈川県	藤沢市	鵜沼海浜公園	静岡県	伊豆の国市	狩野川神島公園
北海道	恵庭市	漁川河川緑地	愛知県	豊田市	鞍ヶ池公園	福岡県	新宮町	新宮ふれあいの丘公園	広島県	広島市	中央公園
東京都	新宿区	新宿中央公園	大阪府	堺市	大仙公園	三重県	三重県	ダイセーフォレストパーク （鈴鹿青少年の森）	大阪府	枚方市	王仁公園
大分県	別府市	別府公園	大阪府	堺市	大仙公園	長野県	小諸市	飯綱山公園	和歌山県	和歌山市	四季の郷公園
鹿児島県	鹿児島市	加治屋まちの杜公園	青森県	むつ市	代官山公園	滋賀県	滋賀県	びわこ地球市民の森	埼玉県	さいたま市	与野公園
兵庫県	国土交通省	国営明石海峡公園 （淡路地区）	山形県	山形市	ひばり公園	滋賀県	滋賀県	びわこ文化公園	岐阜県	各務原市	木曽川河川敷公園
			令和2年度（24箇所）			福岡県	新宮町	新宮ふれあいの丘公園	京都府	京田辺市	田辺公園
群馬県	群馬県	敷島公園	福井県	越前市	武生中央公園	奈良県	橿原市	新沢千塚古墳群公園	愛知県	刈谷市	猿渡公園
神奈川県	横浜市	横浜動物の森公園	青森県	青森市	青い森セントラルパーク	大阪府	大阪府	住吉公園	神奈川県	川崎市	橋公園
和歌山県	和歌山市	本町公園	茨城県	茨城県	偕楽園	滋賀県	滋賀県	びわこ文化公園	高知県	高知県	五台山公園
岩手県	盛岡市	盛岡城跡公園	大阪府	堺市	原池公園	滋賀県	滋賀県	びわこ文化公園	佐賀県	佐賀県	吉野ヶ里歴史公園
大阪府	堺市	大蓮公園	福島県	須賀川市	翠ヶ丘公園	福岡県	勝山市	長尾山総合公園	新潟県	三条市・燕市	須頃郷第1号公園
京都府	京都市	大宮交通公園	茨城県	茨城県	洞峰公園	大分県	別府市	春木川公園	栃木県	足利市	本町緑地
青森県	むつ市	おおみなと臨海公園	神奈川県	横須賀市	長井海の手公園 （ソレイユの丘）	群馬県	前橋市	ココルシティ公園	香川県	高松市	中央公園
大分県	別府市	鉄輪地獄地帯公園	東京都	北区	飛鳥山公園	千葉県	千葉市	千葉公園	群馬県	館林市	（仮称）南側公園用地
岩手県	盛岡市	中央公園	福岡県	久留米市	中央公園	大阪府	吹田市	桃山公園	群馬県	前橋市	荻窪公園
岩手県	二戸市	金田一近隣公園	愛知県	名古屋市	徳川園	神奈川県	横浜市	山下公園	山形県	山形市	駅前公園
神奈川県	湯河原町	万葉公園	沖縄県	沖縄市	コザ運動公園	東京都	東村山市	萩山公園	愛知県	愛知県	大高緑地
兵庫県	神戸市	海浜公園	千葉県	我孫子市	手賀沼公園	福岡県	北九州市	到津の森公園	沖縄県	糸満市	南浜公園
令和元年度（22箇所）			北海道	恵庭市	漁川河川緑地	神奈川県	川崎市	池上新町南緑道	福岡県	福岡市	東平尾公園 （大谷広場）
長崎県	平戸市	中瀬草原	静岡県	静岡市	城北公園	大分県	別府市	上人ヶ浜公園	福岡県	福岡市	清流公園
福岡県	福岡県	大濠公園	静岡県	浜松市	万斛庄屋公園	愛知県	津島市	天王川公園	福岡県	福岡市	明治公園
東京都	渋谷区	北谷公園	石川県	加賀市	山代スマートパーク	沖縄県	浦添市	経塚公園	栃木県	宇都宮市	東部総合公園
長崎県	佐世保市	中央公園	東京都	渋谷区	恵比寿南一公園	大阪府	吹田市	江坂公園			
千葉県	木更津市	鳥居崎海浜公園	愛知県	豊川市	赤塚山公園	北海道	恵庭市	恵庭ふるさと公園			
福岡県	国土交通省	海の中道海浜公園	三重県	津市	中勢グリーンパーク	東京都	江戸川区	総合レクリエーション公園 新左近川親水公園			
神奈川県	平塚市	湘南海岸公園	東京都	多摩市	多摩中央公園	埼玉県	さいたま市	（仮称）埼玉県立総合 教育センター跡地公園			
兵庫県	神戸市	東遊園地	埼玉県	志木市	いろは親水公園						
愛知県	愛知県	小幡緑地	広島県	広島市	中央公園	富山県	射水市	（仮称）射水アイタウン ふれあい公園			
埼玉県	所沢市	東所沢公園	東京都	東京都	明治公園	大阪府	大阪市	難波宮跡公園			
			東京都	東京都	代々木公園	神奈川県	川崎市	富士見公園			
						滋賀県	大津市	大津湖岸なぎさ公園			

公募設置管理制度(Park-PFI)の都道府県別活用状況



公園所在 都道府県	公園管理者	公園名	公園所在 都道府県	公園管理者	公園名	公園所在 都道府県	公園管理者	公園名	公園所在 都道府県	公園管理者	公園名
北海道 (3)	恵庭市	漁川河川緑地	東京都 (10)	東京都	明治公園	静岡県 (3)	静岡市	城北公園	奈良県 (2)	国土交通省	国営飛鳥歴史公園 (祝戸地区)
		漁川河川緑地			代々木公園			万斛庄屋公園			橿原市
		恵庭ふるさと公園		新宿区	新宿中央公園		伊豆の国市	狩野川神島公園	和歌山県 (2)	和歌山市	
青森県 (3)	青森市	青い森セントラルパーク		渋谷区	恵比寿南一公園	愛知県 (9)		愛知県			小幡緑地
	むつ市	おおみなと臨海公園			北谷公園		大高緑地		久屋大通公園	岡山市	北長瀬未来ふれあい総合公園
		代官山公園		豊島区	としまみどりの防災公園 (愛称：イケ・サンパーク)		名古屋市	徳川園	広島県 (4)		広島市
岩手県 (4)	盛岡市	木伏緑地		北区	飛鳥山公園			鶴舞公園		中央公園	
		盛岡城跡公園			総合レクリエーション公園 新左近川親水公園	赤塚山公園		中央公園			
	中央公園	江戸川区		総合レクリエーション公園 新左近川親水公園	豊川市	天王川公園	福山市	中央公園			
山形県 (2)	山形市	金田一近隣公園		東村山市	萩山公園	津島市		天王川公園	香川県 (1)	高松市	中央公園
		ひばり公園	多摩市	多摩中央公園	刈谷市		猿渡公園	高知県 (1)			高知県
福島県 (2)	郡山市	開成山公園等	神奈川県	観音崎公園	三重県 (3)	三重県	ダイセーフォレスト パーク (鈴鹿青少年 の森)		福岡県 (10)	福岡県	
		翠ヶ丘公園	横浜市	山下公園			津市	中勢グリーンパーク			大濠公園
茨城県 (4)	茨城県	偕楽園	神奈川県 (10)	川崎市	池上新町南緑道	四日市市	中央緑地	北九州市	勝山公園		
		洞峰公園			富士見公園		中央緑地		到津の森公園		
	常総地方 広域市町村圏 事務組合	常総運動公園		横須賀市	長井海の手公園 (ソレイユの丘)	滋賀県 (3)	びわこ地球市民の森	福岡市	東平尾公園 (大谷広場)		
水戸市		千波公園			湘南海岸公園		びわこ文化公園		清流公園		
栃木県 (2)	宇都宮市	東部総合公園		平塚市	湘南海岸公園	大津市	大津湖岸なぎさ公園	久留米市	中央公園		
		足利市		本町緑地	藤沢市		鶴沼海浜公園		京都市	大宮交通公園	明治公園
群馬県 (5)	群馬県	敷島公園	新潟県 (1)	三田市・燕市	須頃郷第1号公園	京田辺市	田辺公園	新宮町	新宮ふれあいの丘公園		
		観音山ファミリーパーク			大阪府		住吉公園		佐賀県 (1)	佐賀県	吉野ヶ里歴史公園
	ココルシティ公園	富山県 (1)		射水市	(仮称) 射水アイタウン ふれあい公園	大阪府 (10)	堺市	大蓮公園			長崎県 (2)
荻窪公園	石川県 (2)	加賀市		山代スマートパーク (仮称) 萬松園公園	大仙公園			中瀬草原			
埼玉県 (4)	館林市	(仮称) 南側公園用地		福井県 (2)	勝山市	長尾山総合公園	吹田市	大仙公園	大分県 (4)	別府市	別府公園
		与野公園			越前市	武生中央公園		原池公園			鉄輪地獄地帯公園
	さいたま市	(仮称) 埼玉県立総合教育 センター跡地公園	山梨県 (1)	富士川町	大法師公園	桃山公園	江坂公園	春木川公園			
所沢市		東所沢公園	長野県 (2)	小諸市	飯綱山公園	枚方市	王仁公園	宮崎県 (1)	延岡市	城山公園	
志木市		いろは親水公園		塩尻市	小坂田公園		東大阪市			花園中央公園	鹿児島県 (1)
千葉県 (4)	千葉県	千葉公園	岐阜県 (3)	岐阜県	ぎふ清流里山公園	国土地交通省		国営明石海峡公園 (淡路地区)	沖縄県 (3)	浦添市	
	千葉市	鳥居崎海浜公園		各務原市	学びの森		神戸市	海浜公園			糸満市
	木更津市	手賀沼公園	木曽川河川敷公園		東遊園地	東遊園地		コザ運動公園			

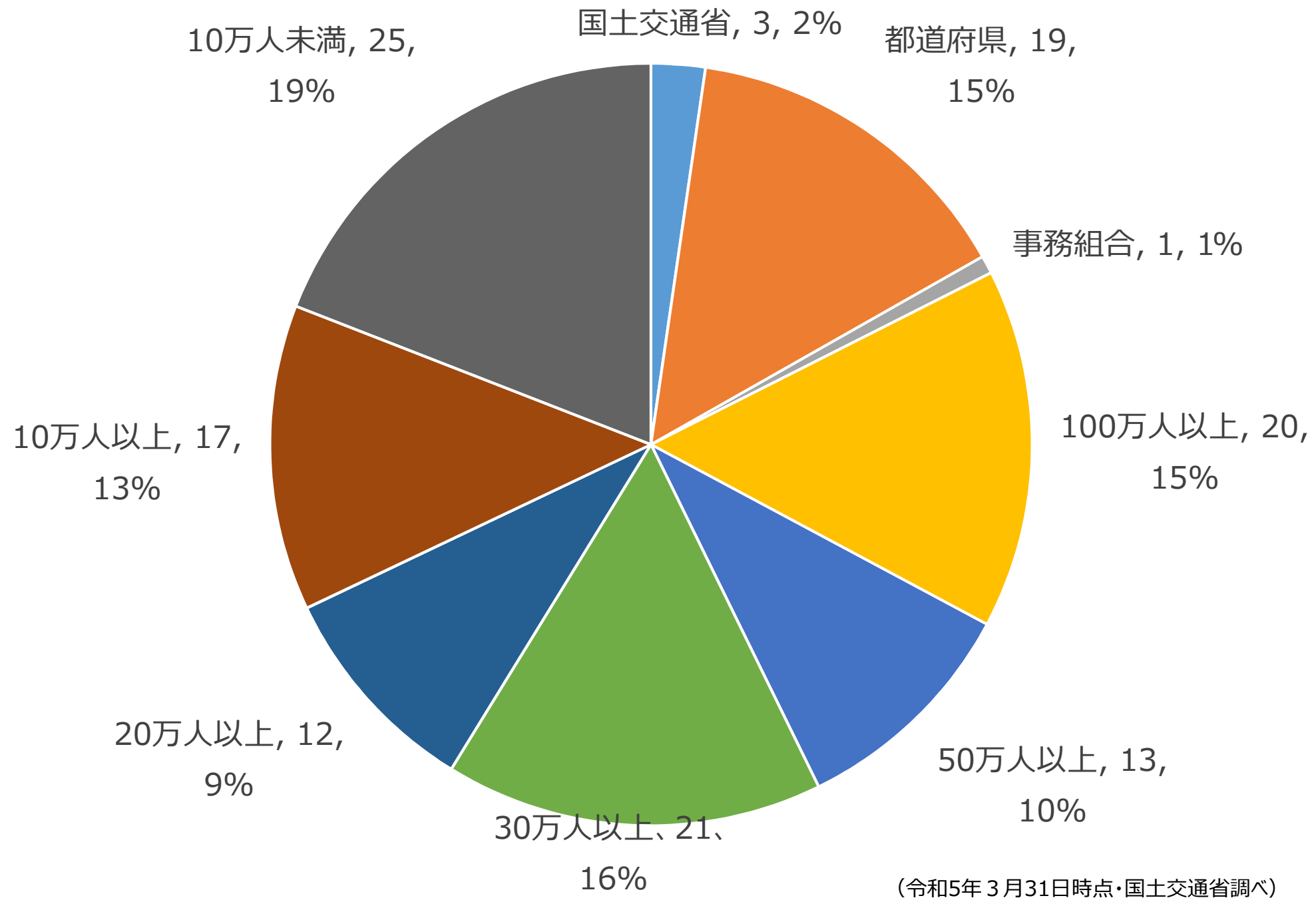
※ 公募設置等指針を公表した公園を掲載したものであり、当該指針の公表年度で分類

※ 赤字は公募対象施設が供用している公園（一部供用も含む）【63公園】

(令和5年3月31日時点・国土交通省調べ)

9

公園管理者の人口規模別Park-PFIの活用状況



(令和5年3月31日時点・国土交通省調べ)

Park-PFI事例集

Park-PFI制度を効果的に活用し、公園の魅力向上を図る上で重要なポイントをまとめています
(<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001616049.pdf>)

Park-PFI事業推進におけるポイント

項目	事業推進におけるポイント
公園全体管理	➤ 公園施設や運営の効率化・魅力向上を目指して、公園全体管理を行うことは、公園の一体性の確保や事業採算性の確保において、効果的な方策の一つである ➤ 地方公共団体において公園の設置目的や整備方針を明確にし、それに沿った事業が展開されるように意識しながら、事業を進めることが重要である ➤ 事業範囲や事業内容の設定においては、事業者と対話を行い、官民両者において、適切な役割分担やリスク分担を検討することが重要である
スポーツ施設の整備	➤ 公園内のスポーツ施設を整備する場合は、スポーツ施設と他の公園施設との連携や一体的な整備や管理によるサービスの向上を考慮し、整備内容や事業範囲を検討することが有効である
地元参画	➤ 公園の継続的な管理・運営においては、地元事業者の参画や地元住民・団体との協働は重要な観点である ➤ 地元事業者の事業参画を促進する上では、Park-PFIに対する普及啓発やPR等を丁寧に行い、事業への関心を高める他、地元企業が参画しやすくなるような条件や工夫を事業に取り入れることも有効である ➤ 事業計画段階から、地元住民・団体の意見を取り入れることも、地元に望まれる公園整備を行う上で重要である ➤ 地元向けのイベントを開催する等、事業後の公園運営において、地元住民が集まれるような仕組みを事業段階から検討することは有効である
事業計画段階	➤ 公園の設置目的や整備方針を明確にし、それに沿った事業が展開されるように意識しながら、事業を進めることが重要である【再掲】 ➤ 事業範囲や事業内容の設定においては、事業者と対話を行い、官民両者において、適切な役割分担やリスク分担となる設定を検討することが重要である【再掲】 ➤ 公園の立地特性や周辺環境、地域住民の特性、将来的な地域の整備方針等を考慮しながら、事業を計画することが重要である ➤ 事業者と意見交換を行う場合は、自治体における整備方針や事業に求める事項等を整理した上で、サウンディング等を実施することが有効である
庁内体制の構築	➤ Park-PFI制度に対する庁内関係者への理解促進は、事業を円滑に進める上で重要であると同時に、関係課との役割分担の明確化や協力体制の構築が必要である ➤ Park-PFI事業の担当課は、事業内容によっては、複数の関係課及び事業者との連携の窓口として、庁内の調整や対外的な調整を主導することも有効である
外部専門家等の活用	➤ 事業内容や事業条件の検討、事業採算性の確認等においては、外部専門家等の活用は有効である ➤ 事業を計画している公園と周辺環境や事業条件が類似の事例を参考にしながら、事業内容を自ら検討した上で、事業者とのサウンディングを行うことは重要である
事業期間中の対応	➤ 事業者と日常的に協議を行い、円滑な連携体制を構築することが重要である ➤ 事業期間が長期となるため、当初想定していなかった事象がおこる可能性もあることを念頭におき、不測の事態に対しては、官民で協議し、必要に応じて、当初の計画や条件を見直す等の状況に応じた柔軟な対応をとることは、事業継続性の確保において重要である

Park-PFIの活用にあたっての留意点①

【公園利用者等への情報提供】

- P-PFIを含む民間活力の活用を計画的に推進する上では、緑の基本計画などの都市の緑とオープンスペースのマスタープラン等において、**民間活力を活用した都市公園の整備、管理の方針等**を定めることが望ましい。
- 当該方針の策定は、事業者公募に至るまでの事業の実現性を高めるとともに、**公園利用者や民間事業者等への情報提供の観点からも有効。**

【Park-PFIを導入する公園の選定】

- 都市公園の立地や特性等に応じて、賑わいの創出を目指す公園、自然環境の保護を優先する公園などの整理を行った上で、民間活力の活用による整備、管理を検討する公園を選定することが望ましい。
- P-PFIの目的は、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図ることであるため、方針の検討にあたっては、**公園協議会を活用**する等により、**公園利用者や地域の関係者等の意見、ニーズ等を把握**したうえで進めることが重要

【オープンスペースとしての都市公園】

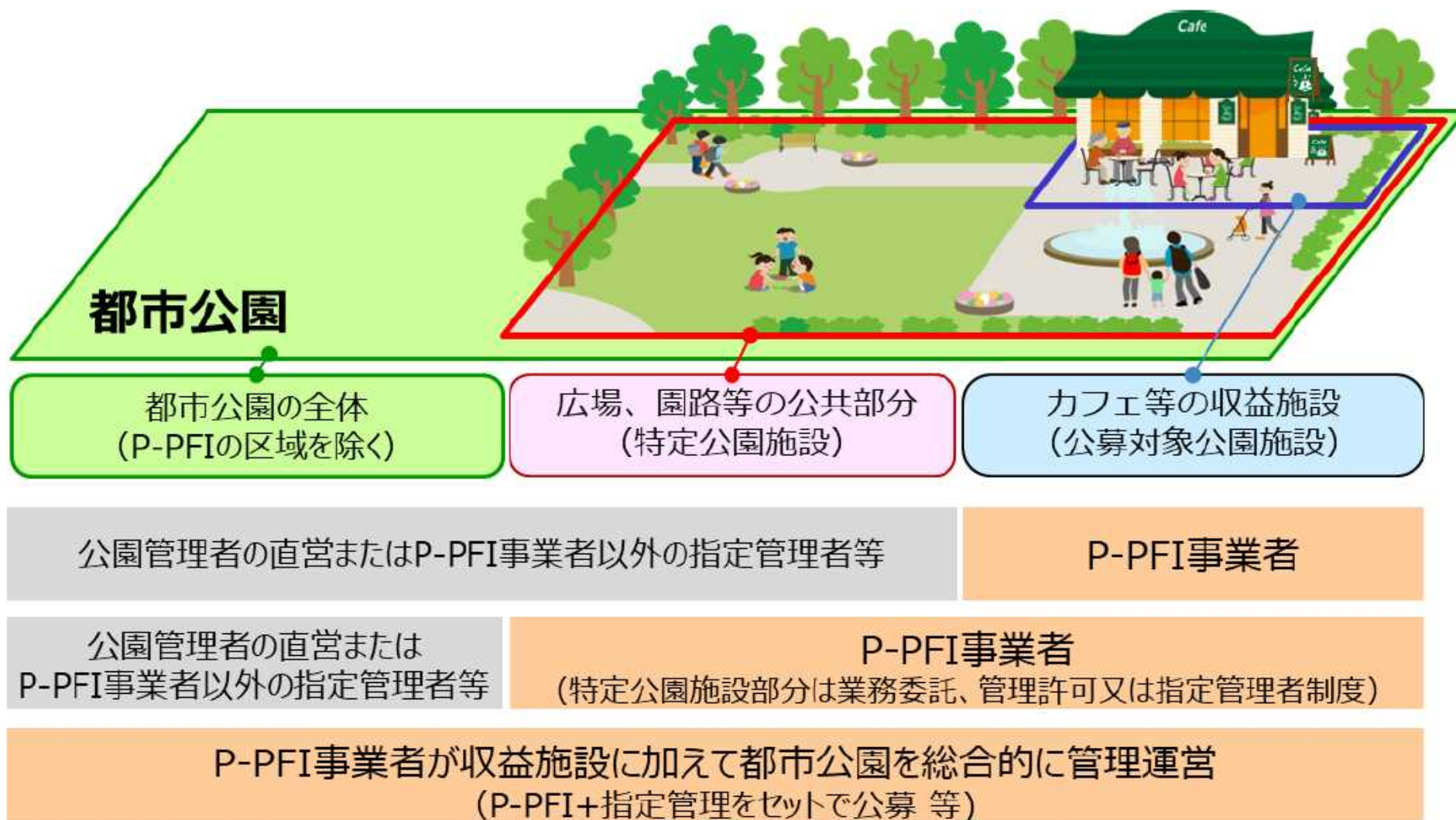
- 都市公園が、都市の豊かな生活を支えるグリーンインフラであり、**自然的環境を主たる構成要素とするオープンスペースとして整備されることにより、その役割を果たすものであることを踏まえ、短期的な利便の向上だけでなく、都市公園の質の向上、良好な環境や良質な緑の確保等の観点も含めて、事業者の提案に対する評価の項目及び内容を検討することが重要。**

【地域への貢献】

- Park-PFIをはじめとしたPPP/PFIにおいては、住民ニーズや地域の課題・実情に精通した**地元企業の積極的な参画**を促し、官民が連携して**地域経済社会の活性化**や社会的課題の解決に繋げて**地域経済の好循環を実現**することが重要。
- 公募の実施に関する事項等の検討にあたっては、地元企業の参画に向けて、民間事業者の提案に対するインセンティブ付与や**地域貢献（例：雇用創出、地元産材の活用など）**の観点からの公募方法の工夫等も図ることが望ましい。

Park-PFIの活用にあたっての留意点②

- 民間の資金・ノウハウを活用する観点からは、P-PFIの対象区域以外の整備・管理運営をP-PFIと組み合わせて公募し、**官民連携による総合的な公園の整備・管理運営**とすることも考えられる。



「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

【都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年9月7日施行）】

都市再生整備計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を、 法律・予算・税制等のパッケージにより支援



- ・市町村等による歩行者滞在空間の創出（街路の広場化等）

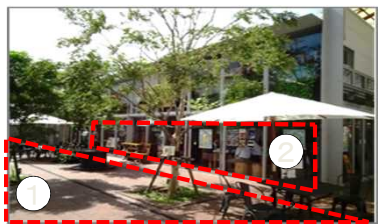
〔予算〕 交付金等による支援



- ・駐車場の出入口の設置を制限（メインストリート側ではなく裏道側に駐車場の出入口を設置）



- ・民間事業者が公園管理者と締結する協定に基づき、公園内にカフェ・売店等を設置



- ・民間事業者による民地部分のオープンスペース化（①）や建物低層部のガラス張り化等（②）

〔税制〕 固定資産税の軽減
〔予算〕 補助金による支援

- ・都市再生推進法人*がまちづくり活動の一環としてベンチの設置、植栽等を実施

* 都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）

〔金融〕 低利貸付による支援



- ・イベント実施時などに都市再生推進法人が道路・公園の占用手続きを一括して対応

都市公園リノベーション協定制度～Park-PFIとの違い～

	Park-PFI (H29都市公園法)	都市公園リノベーション協定制度 (R2都市再生特別措置法)
制度趣旨	都市公園の整備への多様な民間主体の参画を促進を通じた都市公園の魅力向上	まちづくりと一体となった都市公園の整備を促進し、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を促進
対象区域	二	市町村が都市再生整備計画の中で指定する滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）内
事業主体	公募により選定	協定の対象となる都市公園における事業実績を有する 一体型事業実施主体※又は都市再生推進法人 ※ まちなかウォーカブル区域内の土地所有者等で、市町村が実施する公共施設の整備又は管理に関する事業の区域に隣接又は近接する区域において、市町村の事業と一体的に交流・滞在空間を創出する事業の実施主体
実施フローの概略 青は法定 白は運用	マーケットサウンディング 公募設置等指針の策定 ※実施主体を公募 公募設置等計画の提出 公募設置等計画の認定 ※実施主体を選定（学識経験者にも意見聴取） 設置等予定者の選定 基本協定等の締結 設置管理許可の付与	マーケットサウンディング 都市再生整備計画の案の公告・縦覧 ※案の段階で実施主体を特定、内容は概要レベル 意見書の提出 意見書の審査 ※案の実施主体で良いかどうか判断 都市再生整備計画の策定 都市公園リノベーション協定の締結 設置管理許可の付与
特例	①設置管理許可期間の特例 （10年→20年） ②建ぺい率の特例 （2%→12%）	③占用物件の特例 （自転車駐車場、看板、広告塔の設置を可能に）

都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会について(R3～R4)

【検討会設置趣旨】

- これからのまちづくりに対応した都市公園政策のあり方に関しては、「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会(座長:進士五十八福井県立大学学長)」において、①ストック効果をより高める、②民との連携を加速する、③都市公園を一層柔軟に使いこなす、が三つの重視すべき観点としてとりまとめられたことを踏まえ、平成29年の都市公園法改正により公募設置管理制度(Park-PFI)や協議会制度等、都市公園に関する新たな制度が創設された。
- 法改正から4年が経過した現在、都市公園でのPark-PFIや保育所の設置等、多様な主体の連携により都市公園のハード面の充実を図る制度の活用は一定程度進み、先進的・効果的な事例もある一方で、**より柔軟に都市公園を使いこなすための公園の管理運営に関しては、依然として課題がある**とともに、デジタル化の急速な進展や新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたニューノーマル社会への対応など、社会経済状況の変化を踏まえた公園の新たな役割への対応も求められている。
- このことから、都市公園の柔軟な管理運営のあり方に焦点を当て、取組の方向性をとりまとめることとする。

【委員】(敬称略)

委員長	蓑茂 寿太郎	東京農業大学 名誉教授
委員	秋田 典子	千葉大学 園芸学研究院 教授
委員	坂井 文	東京都市大学 都市生活学部 教授
委員	佐藤 留美	NPO法人Green Connection TOKYO 代表理事
委員	出口 敦	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授
委員	棚野 良明	公益財団法人都市緑化機構 専務理事
委員	涌井 史郎	東京都市大学環境情報学部 教授
委員	根来 千秋	東京都建設局公園緑地部 公園計画担当部長
委員	広脇 淳	神戸市建設局 公園担当局長
委員	阿久津 正典	豊田市都市整備部 部長

【検討会開催経緯】(敬称略)

第1回(2022年2月14日)

- ・前回検討会のレビューとその後の状況変化
- ・論点提示

第2回(2022年3月1日)

- ・ゲストスピーカーからの話題提供
磯脇 桃子 NPO birth事務局次長／協働・コーディネート部長
森尻 雅樹 神奈川県都市公園課 都市公園課長
藤田 辰一郎 横浜市環境創造局 公園緑地部長
馬場 正尊 東北芸術工科大学 教授
- ・関連する論点についての議論

第3回(2022年3月14日)

- ・ゲストスピーカーからの話題提供
成吉 栄 森ビル株式会社都市開発本部計画企画部都市政策企画室 部長
梶田 里佳 一般社団法人みんなの公園愛護会 代表
深澤 幸郎 一般社団法人みんなの公園愛護会 代表代理
東 博暢 株式会社日本総合研究所 プリンシパル
- ・関連する論点についての議論

第4回(2022年5月24日)

- ・とりまとめの方向性案についての議論

第5回(2022年6月16日)

- ・検討項目ごとの対応方針案

第6回(2022年7月22日)

- ・検討会とりまとめ(素案)

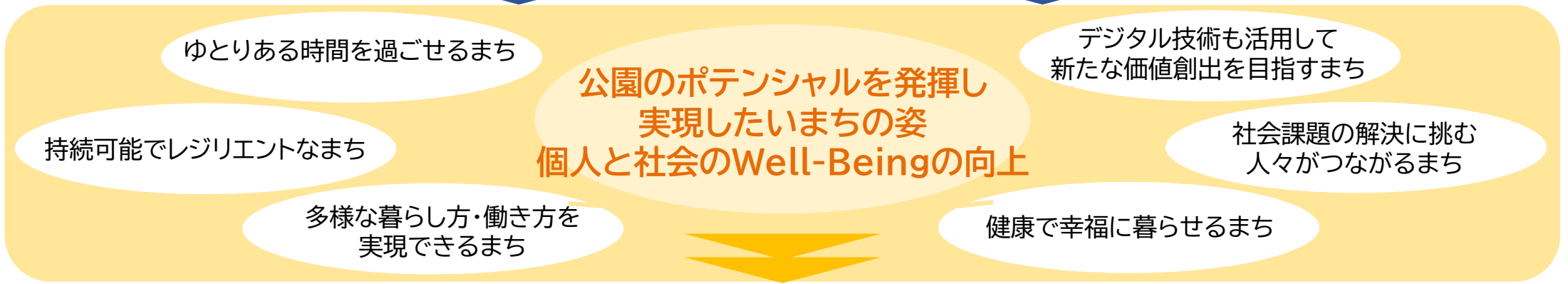
第7回(2022年9月1日)

- ・検討会とりまとめ(案)

○ 法改正から5年が経過し、より柔軟に都市公園を使いこなすための管理運営方策や、デジタル化の急速な進展、新型コロナを契機としたニューノーマル社会など、社会経済情勢の変化を踏まえた公園の新たな意義・役割への対応のため、「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」を設置し今後の取組の方向性を議論・検討。

ポストコロナの時代における人中心のまちづくりへの機運の高まり

「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりの取組の広がり - 官民のパブリック空間をウォーカブルな人中心の空間に転換し、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を創出 - 多様な人々の出会い・交流を通じたイノベーションの創出や人間中心の豊かな生活を実現	地球環境問題の新たな潮流 - 気象災害の更なる激甚化・頻発の予測(気候危機) - カーボンニュートラル、流域治水の取組 - 自然を活用した解決(NbS)への注目 30by30に向けたOECMの検討 - ワンヘルス・アプローチの提唱	人口減少、少子高齢化への対応 - 人口減少・少子高齢化の更なる進行。特に、こどもを取り巻く状況の深刻化。 2050年には人口は約1億人まで減少し、高齢化率は37.7%に達する見込み - さらにコロナ禍がこどもや若者、家庭に多大な影響。
新型コロナの感染拡大を経たニューノーマル社会への対応 - 働き方や暮らし方に対する意識や価値観の変化・多様化 - 屋外空間に対するニーズの高まり化 - 人間中心・市民目線のまちづくりの深化 - 機動的なまちづくりへの対応	市民・事業者の意識変化 - CSR活動、ESG投資など企業の社会貢献活動が浸透 - 社会課題の解決に市民が参画する気運が醸成 - 地域に貢献したいと思う人の割合の増加 - あらゆる分野での官民連携による社会課題の解決とそれに伴う新たな市場創造・成長	デジタル・トランスフォーメーションの進展 - Well-beingやSustainabilityなどを実現する有効な手法として、デジタル技術の重要性が再認識 - あらゆる政策領域でデジタル技術を活用した課題解決／新たな価値創出が進展



新たな時代における都市公園の意義・役割 ～公園本来の役割、多機能性・多様な可能性の再認識～

持続可能な都市を支える グリーンインフラ	心豊かな生活を支える サードプレイス	人と人のリアルな交流、 イノベーションを生み出す場	社会課題解決に向けた 活動実践の場	機動的な まちづくりの核
-------------------------	-----------------------	------------------------------	----------------------	-----------------

都市公園新時代 ～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～

人中心のまちづくりの中でポテンシャルを最大限発揮するため、
パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける
「使われ活きる公園」を目指す

必要な3つの変革

都市アセットとしての利活用

まちの資産とする

公園というインフラを
いかに効率的に整備・管理運営するか
という視点での取組。



公園のストックを地域の資産と捉え、
能動的・機動的取組で、
地域の価値やシビックプライドを高揚。

画一からの脱却

個性を活かす

法や条例のみに基づく画一的な管理。
多様なニーズ、要望・苦情への対応
としての一律の利用ールの設定。



公園の特性に応じたルールを
オーダーメイドで作り、
楽しみ方を広げ、新たな文化を創造。

多様なステークホルダーの包摂

共に育て共に創る

行政だけで整備管理する公園という
地域との関係。職員数減少、専門職
不在の中での硬直的な管理運営。



パートナーシップの公園マネジメント
を实践し、共有資産である公園を
核にまちづくりへの関心を高める。

◆都市公園新時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～

重点戦略【1】

新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの **場** とする

公園が新たな価値創出や社会課題解決の場となるよう、NbS(自然を基盤とした解決策)の視点からグリーンインフラとしての保全・利活用に計画的に取り組むとともに、市民、事業者等による利活用の状況を管理運営や再整備にきめ細かく反映し、居心地が良く誰もが快適に過ごせる空間づくりを推進。

施策
の
方向
性

①グリーンインフラとしての保全・利活用

- グリーンインフラを導入した緑の基本計画(公園の整備・管理方針)の策定
- 緑の基本計画等に基づく自然環境の有する多機能性の戦略的な保全・利活用
- 緑の充実や再生可能エネルギーの活用等による公園のカーボンニュートラル化

②居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり

- 公園の利活用状況の点検と点検結果を踏まえた公園再生
- 公園利用者の安全・安心の確保(防災・減災、バリアフリー、老朽化対策、防犯、暑熱対策等)
- 政策間連携による社会課題対応型の機能向上(健康、福祉、子育て、教育、地域経済等)

重点戦略【2】

しなやかに使いこなす **仕組み** をととのえる

公園は誰でも自由に使える空間という基本的な認識の下、多様化する利活用ニーズに応え、さらには公園が機動的なまちづくりの核となるよう、公園の特性等に応じた利用ルール弾力化、新たな可能性を探る実験的な利活用の推進など、公園を使いこなす仕組みを整理。

施策
の
方向
性

③利用ルールの弾力化

- 画一的な利用ルールの見直しの促進(公園条例の方向性や選択肢の提示等)
- 利用者等の合意形成による公園毎のローカルルールづくり(協議会の活性化)

④実験的な利活用の推進

- 公園での社会実験の事例・成果の共有
- 多様な主体による幅広いテーマの社会実験を円滑に進めるための仕組みづくり(パークラボ)

重点戦略【3】

管理運営の **担い手** を広げ・つなぎ・育てる

公園管理者としての体制確保・技術継承、地域との連携等に留意しつつ、多様な主体の参画を促進するとともに、管理運営を安定的に行えるよう自主性・自律性の向上を図り、ステークホルダーとのパートナーシップにより公園の価値を共創。

施策
の
方向
性

⑤担い手の拡大と共創

- 公園の特性等に応じた管理運営体制や役割分担の多様化
- 利活用をミッションとする体制構築(中間支援組織との連携等)

⑥自主性・自律性の向上

- 担い手の財政的な自立性の確保(計画的な収益事業実施、広告設置等)
- 民間の管理運営への参画を更に促進する仕組みづくり

⑦公園DXの推進

デジタル技術とデータの利活用により、新たな時代の都市公園の実現を促進。

施策
の
方向
性

- 公園に関わるデータのデジタル化、オープンデータ化
- データを活用したEBPM
- DXによる新たなサービスを生み出す場としての活用
- デジタル技術、データを活用した、公園の利活用・管理運営の変革(リアルタイムデータを活用したサービス等)

都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会 提言（参考事例）2022.10.31 公表

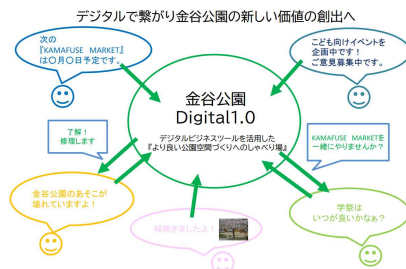
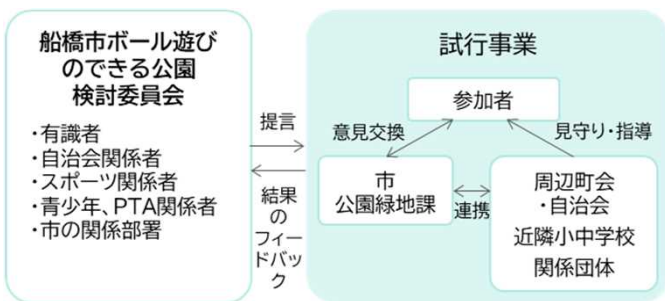
①グリーンインフラとしての保全・利活用

- グリーンインフラの取組を位置付けた緑の基本計画に基づき都市公園にレインガーデンや緑溝等を整備（世田谷区）



③利用ルールの弾力化

- 試行事業を経て、公園でのボール遊びのルールを整理（船橋市）
- デジタル技術を活用した公園協議会（むつ市）



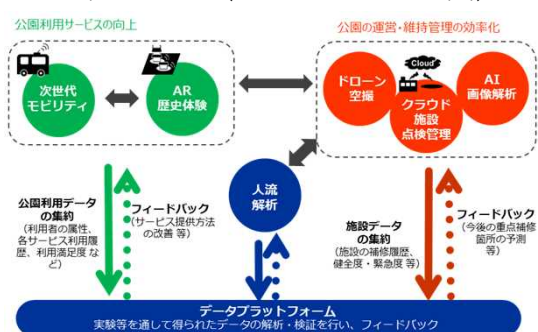
②居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり

- 区内全域の公園実態調査を実施し、モデル公園を選定して小さな公園活用プロジェクトを実施（調査にはデジタル技術を活用）（豊島区）



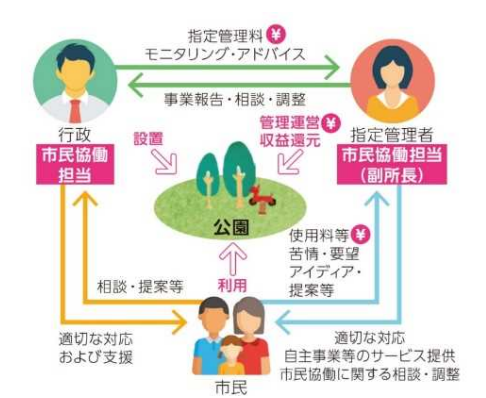
④実験的な利活用の推進

- 公募型の行為許可制度の創設（横浜市）
- 新技術を活用しサービス向上を目指す社会実験（平城宮跡歴史公園）



⑤担い手の拡大と共創

- エリアマネジメント団体が自治体との協定に基づき公園を運営（仙台市）
- 指定管理者制度を活用した市民協働の推進（西東京市）



⑥自主性・自律性の向上

- 民間による隣接施設と一体的な整備・管理運営（沼津市）
- 指定管理とPark-PFIを一体的な公募し公園を総合的に整備・運営（豊田市）

